後期高齢者医療制度

【問】健康保険課高齢者医療係 **☎**613-8439

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)から加入する健康保険です

8月は保険証の 更新時期です

8月から使える後期高齢者医 療被保険者証を7月14日(火)に 発送します。

【広報 I D】 1003618



自己負担割合はこの枠 内に記載されています

限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の 更新手続きは不要です

過去に限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認 定証)と限度額適用認定証(以下、限度証)の交付を受けた 人で、8月以降もこれらの交付対象となる人は、更新手続き が不要です。新しい減額認定証または限度証は、8月1日出 までに郵送します。

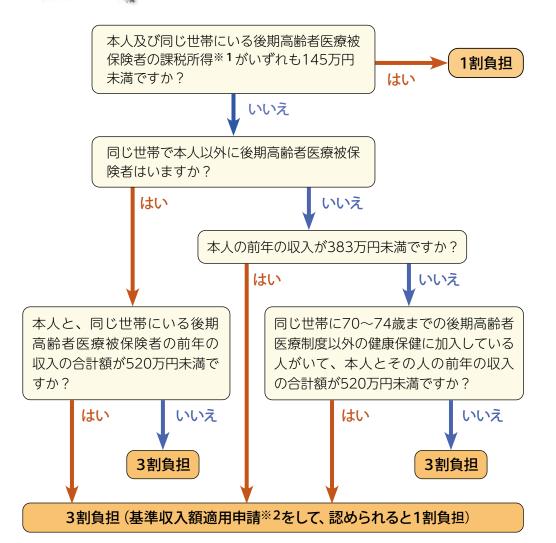
減額認定証の見本





自己負担割合を 確認しよう!

医療機関などを受診するときの医療費の自己 負担割合は、3割または1割です。下のフロー チャートで確認してみましょう。

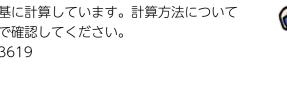


※1 「所得の合計」一「住民税の控除額」の金額 ※2 基準収入額適用申請の対象になると思われる 人には7月14日(火)に申請書を発送します

保険料額決定通知書 を発送します

令和2年度の「保険料額決定通知書」と「保険料納入通 知書 | を 7月13日 (月) に発送します。本年度の保険料は令 和元年中の所得を基に計算しています。計算方法について 詳しくは、通知書で確認してください。

【広報 I D】 1003619



後期高齢者医療制度では原則として、年 金天引きで保険料を納めます(特別徴収)。 4・6・8月分の保険料は前年所得が確定 していないため、仮算定した保険料を年金 から天引きします。前年所得の確定後、確 定した年額保険料から仮徴収した保険料を 差し引いた額を10・12・翌年2月に分け

次のいずれかに該当する人は、保険料を 指定金融機関などの窓口で納付します(普 通徴収)。

- ① 対象になる年金が年額18万円未満
- ② 年度の途中で盛岡市へ転入した
- ③ 年度の途中で後期高齢者医療制度へ加入 した――など

て天引きします。納付方法を年金天引きか ら□座振替へ変更することもできます。詳 しくは、同課へお問い合わせください。

便利な口座振替のご利用を

納付をうっかり忘れてしまわないため、

□座振替の利用がお勧めです。保険料額決 定通知書と通帳、通帳届出印を持参して、 銀行など金融機関の窓口でお申し込みくだ

※普通徴収の納期限は7月から来年2月までの 毎月末頃です

9.9

新型コロナウイルス感染症 の影響に伴う傷病手当金の 支給や後期高齢者医療保険 料の減免については、5ペ ージに掲載しています

後期高齢者医療歯科健診

口腔機能の維持改善のために健 診を受けましょう。

【実施期間】12月28日月まで 【対象】昭和19年4月1日~20 年3月31日生まれで、後期高齢

【費用】無料

者医療制度の加入者

【受診時の持ち物】後期高齢者医 療被保険者証、5月26日に発送 した「歯科健診のご案内」

※医療機関一覧は「歯科健診のご案 内」に同封しています

介護保険に関するお知らせ

介護保険サービスを 受けるには

日常生活で介護が必要になり、介護保 険サービスを利用するときは、「要介護認 定」を受ける必要があります。 同課や**表** の各センター、市公式ホームページに掲 載している指定居宅介護支援事業所など へ気軽にご相談ください。

【広報ID】1025292

負担割合と 高額介護サービス費

▶介護保険負担割合証を郵送

要介護認定を受けている人に、負担割 合を記載した「介護保険負担割合証」を 7月中旬以降に郵送します。ケアマネジ ャーや入所している施設に忘れずに提示 してください。

▶高額介護サービス費

▶有効期間

自己負担額が上限を超えたとき、超え た分を「高額介護サービス費」として支 給します。対象者には年に3回、郵送で お知らせします。

食費・部屋代の負担を軽減します

介護保険施設や、短期入所(ショートス

テイ)の食費や部屋代は全額自己負担が基

本です。ただし、一定の要件を満たしている

人は「負担限度額認定証」を申請し、負担

を軽くできます。詳しくは、同課給付係☎

申請した月から翌年(1月以降の申請の場

合は同年) 7月末まで。現在お持ちの人も7

月末で有効期間が終了するので、忘れずに

申請してください。8月1日出から有効な認

626-7561へお問い合わせください。

_		
	全本(所在地)	電話番号
	盛岡駅西口地域包括支援センター	606-3361
	(盛岡駅西通一)	000-3301
	仁王・上田地域包括支援センター (北山二)	661-9700
	浅岸和敬荘地域包括支援センター(浅岸三)	622-1711
地	松園・緑が丘地域包括支援センター	663-8181
地域包括支援セ	(西松園二)	003-0101
	五月園地域包括支援センター(東山二)	613-6161
	青山和敬荘地域包括支援センター	648-8622
で	(南青山町)	040-0022
ンター	みたけ・北厨川地域包括支援センター	648-8834
7	(月が丘三)	040-0034
	イーハトーブ地域包括支援センター(本宮一)	636-3720
	地域包括支援センター川久保(津志田26)	635-1682
	飯岡・永井地域包括支援センター(永井19)	656-7710
	玉山地域包括支援センター(好摩字夏間木)	682-0088
	ケアガーデン高松公園介護支援センター	665-2175
	(上田字毛無森)	003-2173
介	ヴィラ加賀野介護支援センター(加賀野三)	651-5723
介護支援	城南介護支援センター(神明町)	621-1215
援	おでんせ介護支援センター	648-0621
センター	(上厨川字横長根)	048-0621
	千年苑介護支援センター(上太田穴口)	658-1190
	都南あけぼの荘介護支援センター(湯沢4)	639-2528
	希望の里介護支援センター(乙部5)	696-4386
	秀峰苑介護支援センター(下田字石羽根)	669-5101

定証は7月1日似から申請できます。

②本人と配偶者の預貯金通帳の写し(銀行

名と支店名、口座名義、申請日から2カ月以

③有価証券や投資信託などがある人は、そ

介護保険課·都南総合支所税務福祉係·

▶申請に必要なもの

内の最終残高が分かる部分)

れらを確認できる書類の写し

玉山総合事務所健康福祉課

▶申請を受け付ける窓口

	盛岡駅西口地域包括支援センター	606-3361
	(盛岡駅西通一)	000-3301
	仁王・上田地域包括支援センター(北山二)	661-9700
	浅岸和敬荘地域包括支援センター(浅岸三)	622-1711
	松園・緑が丘地域包括支援センター	663-8181
	(西松園二)	003-0101
	五月園地域包括支援センター(東山二)	613-6161
	青山和敬荘地域包括支援センター	648-8622
	(南青山町)	040-0022
	みたけ・北厨川地域包括支援センター	648-8834
	(月が丘三)	040-0034
	イーハトーブ地域包括支援センター(本宮一)	636-3720
	地域包括支援センター川久保(津志田26)	635-1682
	飯岡・永井地域包括支援センター(永井19)	656-7710
	玉山地域包括支援センター(好摩字夏間木)	682-0088
	ケアガーデン高松公園介護支援センター	665-2175
	(上田字毛無森)	003-2173
	ヴィラ加賀野介護支援センター(加賀野三)	651-5723
	城南介護支援センター(神明町)	621-1215
	おでんせ介護支援センター	648-0621
	(上厨川字横長根)	040-0021
	千年苑介護支援センター(上太田穴口)	658-1190
	都南あけぼの荘介護支援センター(湯沢4)	639-2528
	希望の里介護支援センター(乙部5)	696-4386
	秀峰苑介護支援センター(下田字石羽根)	669-5101

・ 忘れずに申請を!

表 地域包括支援センターと介護支援センター

保険料は忘れずに納付を!

本年度の介護保険料通知書を7月上旬に発送します。保 険料を納めないと、介護サービスを利用するときに保険給 付が制限されることがあるので、期限までに必ず納めまし ょう。納付には、便利な口座振替をお勧めします。

【問】介護保険課保険料係☎626-7581

■加入者の種類と納付方法

▶65歳以上の人(第1号被保険者)

①年金天引き

受給中の年金から引かれます。

【対象】令和2年4月1日現在、65歳以上で年額18万円 以上の年金を受給している人

②納入通知書(納付書)で納付

金融機関やコンビニなど、納付書に記載の窓口で納付し てください。

【対象】①に該当しない人

▶40~64歳の人(第2号被保険者)

加入している健康保険の保険者が、健康保険料などと合 わせて介護保険料を徴収しています。

■ 65歳以上の介護保険料

所得などにより11段階に分かれています。算定の根拠 は同通知書をご確認ください。

■保険料の減免

災害や失業など特別な理由で保険料の納付が難しくなっ たときは、減免または猶予を受けられる場合があります。

要介護認定調査の個人受託者を募集

自宅を拠点に要介護認定調査業務ができる人を随時募集し ています。

【委託内容】要介護認定の調査と認定調査票の作成・提出

【委託期間】契約日~来年3月31日例

【報酬】1件につき3667円

【応募資格】次の全てを満たす人①介護支援専門員証を持っ ている②居宅介護支援事業所などに所属していない③認定調査 の実務経験が2年程度ある④認定調査に必要な交通手段や通信 手段がある⑤盛岡広域8市町内で月30件程度の調査ができる

【問】介護保険課認定係☎626-7560



が必要な人を社会全体で支えるのが介護保険制度。この制 度で利用できるサービスや、気軽に相談できる窓口などを お知らせします。 【問】介護保険課給付係☎626-7561

40歳以上の全ての国民が加入して保険料を支払い、介護

明治橋▶

盛南大橋